

鈴鹿医療科学大学 微生物取扱安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等（厚生労働省）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症の病原体等の管理規制の周知について（通知：文部科学省）に基づき、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という）における微生物を用いる研究および教育が安全かつ適切に行われるよう微生物の取り扱いに関する必要事項を定め、安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる

- (1)「微生物」とは、学術審議会特定領域推進分科会バイオサイエンス部会の定める微生物レベル（別表1付表）に示す、ウイルス、マイコプラズマ及び細菌、真菌、および寄生虫をいう。
- (2)「実験」とは、研究・教育のために微生物を扱う実験、実習をいう。
- (3)「教員等」とは、本学施設内において研究・教育のために微生物を取り扱う教員、研究員、研究生、大学院生、学部学生、その他学長が認めた者をいう。
- (4)「指定実験室」とは、微生物を取り扱う施設をいう。
- (5)「実験室責任者」とは、指定実験室を管理し、安全性について責任を負う者をいう。
- (6)「実験責任者」とは、微生物を扱う研究や教育における実験計画の遂行について責任を負うものをいう。
- (7)「指導教員」とは、研究員、研究生、大学院生、学部学生が微生物を取り扱う場合に指導を行う教員をいう。

(遵守義務)

第3条 教員等は、本規程の定めるところによらなければ微生物を取り扱うことはできない。

- 2 教員等は、指定実験室で微生物を取り扱う場合は、本規程に適合する方法によるものとする。
- 3 研究生、大学院生、学部学生が取り扱う場合は指導教員の指導のもと取り扱うこと。

第2章 安全管理体制

(委員会の設置)

- 第4条 本学に、微生物取り扱い安全管理委員会（以下「委員会」という）を置く。
- 2 委員会に関する規程は別に定める。

(指定実験室)

- 第5条 指定実験室は、別表2に定める安全設備に基づきP1及びP2に区分する。
- 2 指定実験室には、実験室責任者を置かなければならない。
 - 3 微生物の取り扱いは、微生物のレベルの分類及び取扱基準(別表1、2)に定める指定実験室で行わなければならない。
 - 4 前項の規程にかかわらず、鈴鹿医療科学大学遺伝子組換え生物安全管理規程に基づき登録された、P2レベルの実験室を、レベル2の実験室として使用することができる。

(指定実験室の認定)

- 第6条 前条第1項に定める指定実験室の設置を希望する場合、実験室責任者は、様式1-1により委員会に申請し認定を受けなければならない。
- 2 指定終了(中止)の場合、実験室責任者は、様式1-2を委員会に提出しなければならない。

(指定実験室の標示)

- 第7条 指定実験室の出入口には、様式2に定める国際バイオハザード標識、認定されたPレベルと実験室責任者を標示しなければならない。

第3章 安全管理基準

(微生物のレベル)

- 第8条 微生物のレベルは、別表1付表に定める微生物レベルに従う。

(実験室の安全設備及び使用)

- 第9条 実験室は、用いる微生物の病原性のレベルに応じ、別表2に定める基準に従って必要な設備を備えなければならない。
- 2 実験責任者は、実験室責任者の許可を得て、指定実験室を使用しなければならない。
 - 3 指定実験室の使用にあたっては、別表2の定める実験要項を遵守しなければならない。
 - 4 白子キャンパスP2共同利用実験室を運営のため、共同実験室の使用取決めを作成す

る事ができる。

(安全設備の整備点検)

第10条 実験室責任者は安全設備を定期的に整備点検し、その記録を残さなければならない。但し、共同利用施設等で各使用区画の実験責任者が行うことが安全管理上妥当である場合は、実験責任者が行い実験室責任者に報告するものとする。

2 実験室責任者は、整備点検結果について、委員会に報告しなければならない。

(微生物の保管)

第11条 実験責任者は微生物の保管について、様式3-1により委員会に届けなければならない。また、保管内容を変更する場合、様式3-2を委員会に提出しなければならない。

2 微生物の保管場所は、当該微生物を用いて実験を行う指定実験室、またはそれと同等の安全基準を満たした部屋でなければならない。

3 微生物の保管容器は、施錠できるものでなければならない。

4 微生物の保管場所及び保管容器からの出し入れの状況は、記録して置かなければならない。

5 生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等に該当する微生物を扱う場合は、感染症法及び省令の規定（病原体等に応じた施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準（厚生労働省令）等）を遵守しなければならない。

(病原性微生物等の運搬)

第12条 病原性微生物等の運搬については、特定病原体等の運搬の基準に準拠した、三重包装の容器を用いて運搬しなければならない。

2 特定病原体等の運搬については、感染症法及び省令の規程に基づく運搬の基準、厚生労働省告示で定める特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準及び厚生労働省が定める特定病原体等の安全運搬マニュアルの基準に従わなければならない。

(実験実施の承認)

第13条 実験責任者は、実験室責任者の許可を得て、様式4-1または様式4-2により、委員会に届け出て、実験実施の承認を得なければならない。また、承認を受けた実験内容に変更がある際は、様式4-3を提出し承認を受けなければならない。但し、学生実験対象学生の変更は、様式4-4の提出をもって足りるものとする。

2 実験申請者は本学の教員に限る。

3 実験を終了（中止）する場合、実験責任者は様式4-5を委員会に提出しなければならない。

(微生物の滅菌及び汚染除去)

第14条 微生物（これらに汚染されたと思われるものを含む）は、当該微生物に有効な消毒滅菌方法に従い処理しなければならない。

(事故)

第15条 次の各号に掲げる場合は、これを事故として取り扱うものとする。

- (1) 教員等が、取り扱っている微生物に直接間接に汚染されたことが明らかな場合
- (2) 医療機関における検査の結果、教員等が扱っている微生物に感染していることが判明した場合
- (3) 安全設備の機能に重大な欠陥が発見された場合、及びその使用において十分な機能が発揮されていないことが明らかになった場合
- (4) 何らかの理由による微生物逸出のため、指定実験室外が汚染されたと疑われる場合
- (5) 地震や火事などの災害時

(事故の処理)

第16条 事故を起こした者及び事故に気付いた者は、遅滞なく実験責任者及び実験室責任者に連絡しなければならない。

- 2 実験責任者及び実験室責任者は、速やかに所要の応急処置を講じるとともに、委員会に通報しなければならない。
- 3 前項の応急措置とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 被汚染者の処置に関すること
 - (2) 危険区域の指定に関すること
 - (3) 微生物逸出の防止対策に関すること
 - (4) 汚染防止並びに汚染された場所及び物の処置に関すること
 - (5) 危険区域の調査及び危険区域の解除に関すること
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、当該指定実験室あるいはその周辺を含め、一定の期間使用禁止を命ずることができる。
- 5 委員会は、前項3と4の措置をとった場合は、学長に報告すると共に、必要に応じて、事故の程度、内容、危険区域及び事故処理の内容等を、速やかに全学に周知しなければならない。
- 6 委員会は、安全が確認され次第、当該指定実験室等の使用禁止を解除し、必要に応じて全学にその旨通知する。

(健康診断)

第17条 委員会は、必要と認める場合、微生物を扱う実験等に従事する教員等に、健康診断を受けさせることができる。

2 学長は、委員会の要請に基づき、学内教職員及び学生等で、学内で取り扱う微生物によって感染を受けた疑いがあると認められる者に対し、医療機関での健康診断を受けさせることができる。

(健康診断後の措置)

第18条 学長は、健康診断の結果、学内で取り扱う微生物による感染が疑われる場合もしくは判明した場合、直ちに学内(必要に応じて学外を含む)の安全確保のための措置を講じなければならない。

第4章 その他

(細則)

第19条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

(事務局)

第20条 この規程に関する事務は、大学事務局研究振興課において取り扱う。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、委員会が発議し、大学協議会の議を経て学長が決定する。

附則

この規程は、平成19年12月20日から施行する。

この規程は、平成26年3月17日に改正し、施行する。

この規程は、平成27年3月18日に改正し、施行する。

この規程は、平成27年7月21日に改正し、施行する。

別表 1

微生物のレベルの分類および取り扱い基準

通常量の微生物を用いて試験管内で実験を行う場合の微生物レベル（ヒトへの病原性）および取り扱いについては、ヒトへの病原性の観点から、以下の基準によるものとする。

レベル 1

ヒト又は動物に重要な疾患を起こす可能性のないもの。

P 1 以上の安全設備を有する指定実験室で取り扱う。

レベル 2

ヒト又は動物に病原性を有するが、実験室その他の職員等、家畜等に対し、重大な災害となる可能性が低いもの。

P 2 以上の安全設備を有する指定実験室で取り扱う。

レベル 3

ヒトに感染すると通常重篤な疾病を起こすが、一つの個体から他の個体への伝播の可能性は低いもの。

P 3 以上の安全設備を有する指定実験室で取り扱う。

レベル 4

ヒト又は動物に重篤な疾病を起こし、かつ、罹患者から他の個体への伝播が、直接又は間接に容易に起こり得るもの。有効な治療及び予防法が通常得られないもの。

P 4 の安全設備を有する指定実験室で取り扱う。

注：① 国内に常在しない疾患等の病原体となる微生物については、当該微生物より病原性の高い微生物と同等のレベルに分類する場合がある。

② 臨床診断等からレベル 3 から 4 までの微生物への感染があったことが疑われ、かつ、この微生物を分離等の目的で増殖させる場合には、当該微生物のレベルで取り扱うものとする。

③ ベクターを介さないと伝播し得ない微生物については、実験内容、地域性を考慮しレベルを変更できるものとする。

別表1 付表

別表1に定める基準により、微生物のバイオセーフティレベルを、下記のごとく分類する。ただし、最新の知見に基づき分類の変更、あるいは、新たな微生物の追加が必要とされた場合には、これを適宜行うこととする。

微生物のレベル分類

1. ウイルス

(ウイルス名は日本ウイルス学会用語委員会による英語表記を用い、表中では **Virus** を省略した。なお、ここに記載されていないウイルスについては個別に考慮するものとする。)

・レベル1

Live Vaccine Virus (Vaccinia, Rinderpest vaccine を除く)

・レベル2

Adeno

Batai

BK

Bunyamwera

California encephalitis

Canine distemper

Corona

Cowpox

Coxsackie (A, B)

Creutzfeldt-Jakob disease agent

Dengue (全型)

Echo (全型)

Eastern equine encephalitis

Entero (68-71)

Epstein-Barr (EB)

Gibbon ape lymphosarcoma

Hepatitis (A, B, C, D, E, G)

Herpes saimiri

Herpes simplex (1, 2)

Human cytomegalo

Human herpes 6

Human herpes 7

Human herpes 8

Human papilloma

Human parvo

Human rhino

Human rota

Human T-cell leukemia-lymphoma
(HTLV 1, 2)
Influenza (A, B, C)
Japanese encephalitis
JC
La Crosse
LCM 1)
Mammalian typeB, C retro
Measles (SSPE)
Molluscum contagiosum
Monkey pox
Mumps
Murray Valley encephalitis
Newcastle disease
O'Nnyong-Nnyong
Orbi
Parainfluenza (1-Sendai 2) , 2-4)
Polio (1-3)
Polioma
Rabies (fixed, live vaccine)
Rinderpest virus (vaccine strain)
RS
Rubella
Scrapie
Semliki forest
Simbu
Sindbis
SRSV
St. Louis encephalitis
Tanapox
Vaccinia
Varicella-zoster
Vesicular stomatitis
Western equine encephalomyelitis
West Nile fever
Yaba monkey tumor pox
Yellow fever 17D

1) 大量に増殖させる場合はレベル3とする。

2) 動物実験を行う場合はレベル3とする。

・レベル3

Chikungunya
Colorado tick fever
Hanta virus
Human immunodeficiency (HIV1, 2)
Kyasanur Forest fever
Negishi
Powassan
Rabies (street strain)
Rift Valley fever
Simian Immunodeficiency virus (SIV)
Tick-borne encephalitis
Venezuelan equine encephalitis
・ レベル 4
Crimean Congo hemorrhagic fever
Ebola
Herpes B
Junin
Lassa
Machupo
Marburg
Variola (major, minor)
Yellow fever (17D vaccine strain を除く)

注：媒介節足動物を用いる実験の場合は別途個別に考慮する。

2. マイコプラズマ及び細菌

・ レベル 1

レベル 2 及び 3 に属さない細菌

・ レベル 2

Abiotrophia defectiva
Acinetobacter A. calcoaticus
A. haemolyticus
A. jyhnsonii
A. junii
A. iwoffii
Actinobacillus A. actinomycetemcomitans
A. capsulatus
A. ureae
Actinomadura A. madurae
A. pelletieri
Actinomyces A. bovis

A. gerencseriae
A. israelii
A. meyeri
A. naeslandii
A. neuii
A. odontolyticus
A. pyogenes
A. radingae
A. viscosus
Aeromonas A. hydrophila subsp. anaerogenes
A. hydrophila subsp. hydrophila
A. sobria (毒素株)
Alcaligenes A. denitricans
A. faecalis subsp. faecalis
A. xylosoxydans
Arcanobacterium A. bemarkiae
A. haemolyticum
A. ohocae
A. pyogenes
Acrobacter A. butzleri
A. woluwensis
Bacillus B. cereus (毒素株)
Bacteroides B. fragilis
Bartonella B. bacilliformis
B. doshiae
B. elizabethae
B. grahamii
B. henselae
B. peromysci
B. quintana
B. talpae
B. taylorii
B. vinsonii subsp. vinsonii
B. vinsonii subsp. berkhoffii
Bilophila B. wadsworthia
Bordetella B. avium
B. bronchiseptica
B. pertussis
B. pertussis
Borrelia 全菌種

Branhamella B. catarrhalis
Burkholderia B. cepacia
B. vietnamiensis
Calymmatobacterium C. granulomatis
Campylobacter C. coli
C. concisus
C. curvus
C. fetus subsp.fetus
C. gracilis
C. jejuni subsp.doylei
C. jejuni subsp.jejuni
C. lari
Cardiobacterium C. hominis
Chlamydia C. trachomatis
Chlamydophila C. pneumoniae 1)
C. psitaci nonavian strain
Chromobacterium C. violaceum
Chryseobacterium C. meningosepticum
Clostridium C. argentinense
C. bifermentanse
C. botulinum
C. butyricum
C. chauvoei
C. difficile
C. haemolyticum
C. histolyticum
C. novyi
C. perfringens (毒素株)
C. septicum
C. sordelli
C. sporogenes
C. tetani
Corynebacterium C. diphtheriae
C. jeikeium
C. pseudodiphtheriticum
C. pseudotuberculosis
C. ulcerans
Edwardsiella E. tarda
Ehrlichia E. chaffeensis
E. equi

E. ewingii
E. muris
E. phagocytophila
E. risticii
Eikenella E. corrodans
Enterobacter E. aerogenes
E. cloacae
Enterococcus E. avium
E. durans
E. faecalis
E. faecium
Erysipelothrix E. rhusiopathiae
E. tonsillarum
Escherichia E. coli (*E. coli* の K12 株と B 株, C 株並びにその誘導体を除く)
E. coli aggregative
E. coli hemorrhagic
E. coli invasive
E. coli pathogenic
E. coli toxigenic
Fingoldiamagna (Peptostreptococcus magnus)
Fluoribacter F. bozemanae
F. dumoffii
F. gormanii
Francisella F. novicida
F. tularensis subsp.holarctica
F. tularensis subsp.mediasiatica
Fusobacterium F. necrophorum subsp.necrophorum
F. necrophorum subsp.necleatum
Gardrella G. vaginalis
Granulicatella G. adiacens
Haemophilus H. actinomycetemcomitans
(*Actinobacillus actinomycetemcomitans*)
H. aegyptius
H. aphrophilus
H. ducreyi
H. influenzae
Helicobacter H. pylori
Klebsiella K. oxytoca
K. pneumoniae subsp.ozaenae
K. pneumoniae subsp.pneumoniae

K. pneumoniae subsp. *rhinoscleromatis*
Legionella 全菌種 (*Legionella*-like organisms を含む)
Leptospira *L. interrogans* 全血清型
Listeria *L. ivanovii* subsp. *ivanovii*
L. ivanovii subsp. *londoniensis*
L. monocytogenes
Mannheimia *M. haemolytica*
Micromonas *M. micros*
Moraxella *M. catarrhalis* (*Branhamella catarrhalis*)
Morganella *M. morganii* subsp. *morganii*
Mycobacterium *M. abscessus*
M. asiaticum
M. avium subsp. *avium*
M. avium subsp. *paratuberculosis*
M. avium subsp. *silvaicum*
M. branderi
M. celatum
M. chelonae
M. farcinogenes
M. flabescens
M. fortuium
M. gastri
M. genavense
M. haemophilum
M. interjectum
M. intermedius
M. intracellulare
M. inermidius
M. kansasii
M. leprae
M. ulcerans
M. lepraemurium
M. malmoense
M. marinum
M. mucogenicum
M. nonchromogenicum
M. peregrinum
M. porcinum
M. scrofulaceum
M. senegalense

M. shimoidei
M. simiae
M. sphagni
M. szulgai
M. vaccae
M. xenopi
Mycoplasma M. hominis
M. pneumoniae
Neisseria N. elongata subsp. elongata
N. gonorrhoeae
N. meningitidis
Nocardia N. asteroides
N. brasiliensis
N. farcinica
N. nova
N. otitidiscaviarum
Pasteurella P. multocida (動物のみに疾病をおこす血清型は除く)
P. pneumotropica
Peptostreptococcus P. anaerobius
P. asaccharolyticus
P. prevotii
Plesiomonas P. shigelloides
Porphyromonas P. asaccharolytica
P. endodontalis
P. gingivalis
P. gingivicanis
Prebotella P. bivia
P. disiens
P. intermedia
P. melaninogenica
P. oralis
Proteus P. mirabilis
P. penniri
P. vulgaris
Pseudomonas P. aeruginosa
Rhodococcus R. equi
Rothia R. dentocariosa
Salmonella S. bongori
S. choleraesuis subsp. anzonae
S. choleraesuis subsp. choleraesuis

S. choleraesuis subsp. *diarizonae*
S. choleraesuis subsp. *houtenae*
S. choleraesuis subsp. *indica*
S. choleraesuis subsp. *salamae*
S. enteritidis
S. typhimurium
Serratia S. marcescens
Shigella S. boydii
S. dysenteriae
S. flexneri
S. sonnei
Staphylococcus S. aureus subsp. *anaerobius*
S. aureus subsp. *aureus*
S. haemolyticus
S. hyicus subsp. *hyicus*
Stenotrophomonas S. maltophilia
Streptobacillus S. moniliformis
Streptococcus S. agalactiae
S. anginosus
S. canis
S. constellatus subsp. *constellatus*
S. dysgalactiae subsp. *dysgalactae*
S. dysgalactiae subsp. *equisimilis*
S. equi subsp. *equi*
S. equi subsp. *zooepidemicus*
S. intermedius
S. pneumoniae
S. pyogenes
S. sanguinis
S. suis
Tatlockia T. maceachernii
T. micdadei
Treponema T. carateum
T. pallidum subsp. *pallidum*
T. pallidum subsp. *pertenue*
T. paraluisuniculi
T. pertenue
Turicella T. otitidis
Ureaplasma U. urealyticum
Vibrio V. cholerae serovar non 01

V. cholerae serovar 01

V. fluvialis

V. mimicus

V. parahaemolyticus

V. vulnificus

Yersinia Y. enterocolitica

Y. frederiksenii

Y. intermedia

Y. kristensenii

Y. pseudotuberculosis

Yokenella Y. regensburgei

1) 大量に増殖させる場合はレベル3とする。

* 動物実験においては別途考慮する。

- レベル3

Bacillus B. anthracis

Brucella 全菌種

Burkholderia B. mallei

B. pseudomallei

Chlamydia psittaci avian strain

Coxiella burnetii

Francisella F. tularensis

Mycobacterium M. africanum

M. bovis (BCG 株を除く)

M. tuberculosis

Rickettsia spp.

Salmonella S. serovar paratyphi A

S. serovar typhi

Yersina Y. pestis

3. 真菌

- レベル1

レベル2, 3に属さない真菌

- レベル2

Aspergillus fumigatus

Candida albicans

Cladosporium carrionii

Cladosporium trichoides (*C. bantianum*)

Cryptococcus neoformas

Expophiala dermatitidis

Fonseccae pedrosoi

Sporothrix schenckii

- ・レベル3

Blastomyces dermatitidis

Coccidioides immitis

Histoplasma capsulatum *

Histoplasma farciminosum

Paracoccidioides brasiliensis

Penicillium marneffeii

* *H. capsulatum* var *capsulatum* と *H. capsulatum* var *duboisii* の両 variant を含む。

注 *Aspergillus* spp. , *Chaetomium* spp. , *Fusarium* spp. ,

Myrothecium spp. , *Penicillium* spp. の毒素産生株はレベル2扱いとする。

4. 寄生虫

()のついている寄生虫については、()内を規制の対象とする発育期とし、それ以外の発育期は、規制の対象としない。()がついていない寄生虫については全発育期を対象とする。

- ・レベル1

レベル2に属さない原虫類、吸虫類、条虫類及び線虫類

- ・レベル2

人体寄生性原虫類

Acanthamoeba spp.

Cryptosporidium spp. (oocyst)

Entamoeba histolytica

Giardia lamblia

Leishmania spp.

Naegleria spp.

Plasmodium spp

Toxoplasma gondii

Trichomonas vaginalis

Trypanosoma spp.

人体寄生性吸虫類

吸虫類の被嚢幼虫

Schistosoma spp. (cercaria)

人体寄生性条虫類

Echinococcus spp. (egg, hydatid, sand, protoscolex)

Hymenolepis spp. (egg, cysticercoid)

Taenia solium (egg, cysticercus)

人体寄生性線虫類

鉤虫類の感染仔虫

回虫類の仔虫包蔵卵

Angiostrongylus spp. (感染仔虫)

Strongyloides spp. (感染仔虫)

Trichinella spiralis (感染仔虫)

・レベル3

なし

上記レベル2に指定された寄生虫のうち *Leishmania spp.*, *Trypanosoma spp.* 及び *Plasmodium spp.* の媒介昆虫を用いた感染実験, *Schistosoma spp.*, *Angiostrongylus spp.* 等の媒介員を用いた感染実験, 並びに *Toxoplasma gondii*, *Echinococcus granulosus* 及び *E. multilocularis* を用いた本来の終宿主での感染実験においては, 通常の微生物学的操作で感染を防御する。しかし, 伝播者或いは終宿主が排出する嚢子, 卵, 幼虫等を扱う場合には, 別途指定の実験施設を使用しなければならない。

[媒介動物を用いての感染実験]

媒介昆虫を用いた *Leishmania spp.*, *Trypanosoma spp.*, 及び *Plasmodium spp.* の感染実験にあたっては, 媒介昆虫は完備した飼育用昆虫ゲージに入れ, 二重の密閉扉を有する実験室内で行う。

また, 媒介員を用いた *Schistosoma spp.*, *Angiostrongylus spp.* 等を感染実験に当たっては実験員は完備した飼育装置内で飼育する。さらに実験終了後は使用水及び装置を熱処理しなければならない。

[終宿主を用いての感染実験]

T. gondii 感染のネコ, *E. granulosus* 感染及び *E. multilocularis* 感染のイヌ等を用いた実験に際しては完全な尿尿処理を行い得るケージを用いて排泄物の処理を行う。実験終了後はケージ並びに実験室を熱湯処理しなければならない。

別表 2

微生物を用いる実験室の安全設備及び実施要項

P 1〔実験室の安全設備〕

- 1 整備された通常微生物実験室と同じ程度の設備を備え、かつ、設計が成されていること。(特別の隔離の必要はない。)

〔実験実施要項〕

- 1 一般外来者の立ち入りを禁止する必要はない。
- 2 実験中、実験室の窓及び扉は閉じておくこと。
- 3 実験台は、毎日、実験終了後消毒すること。また、実験中汚染が生じた場合には、直ちに消毒すること。
- 4 すべての廃棄物は、廃棄の前に滅菌すること。その他の汚染された機器等は、洗浄、再使用及び廃棄の前に消毒又は滅菌すること。
- 5 機械的ピペットの使用が望ましい。
- 6 実験室内での飲食、喫煙及び食品の保存はしないこと。
- 7 微生物を取り扱った後、及び実験室を出るときは、手を洗うこと。
- 8 すべての操作においてエアロゾルの発生を最小限にするよう注意を払うこと。
- 9 実験室の昆虫、げっ歯類等の防除をすること。
- 10 実験室内では、実験着等を着用し、退室時にはこれを脱ぐこと。
- 11 実験室は、常に整理し、清潔に保つこと。
- 12 その他実験責任者の定める事項を遵守すること。

P 2〔実験室の安全設備〕

- 1 実験室は、汚染物及び廃棄物の処理のための高圧滅菌器を備えた建物内に置くこと。
- 2 微生物の処理を行うため、ブレンダー、凍結乾燥器、超音波細胞破碎装置、遠心分離機等のエアロゾルが大量に発生しやすい機器を使用するときには、汚染エアロゾルが外部に漏出しないように工夫すること。
- 3 キャビネットを使用する場合は安全キャビネットが望ましい。なお、キャビネットの性能は必要に応じて検査すること。

〔実験実施要項〕

- 1 実験中は、一般外来者の立ち入りを禁止する。
- 2 実験中、実験室の窓及び扉は閉じておくこと。
- 3 実験台及び安全キャビネットは、毎日、実験終了後消毒すること。また、実験中汚染が生じた場合には、直ちに消毒すること。
- 4 微生物を含むすべての廃棄物は、廃棄の前に滅菌すること。その他の汚染された機器等は、洗浄、再使用及び破棄の前に消毒又は滅菌すること。
- 5 機械的ピペットを使用すること。

- 6 実験室内での飲食，喫煙及び食品の保存はしないこと。
- 7 微生物を取り扱った後，及び実験室を出るときは，手を洗うこと。
- 8 エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学的安全キャビネットの中で行うこと。
- 9 実験室の昆虫，げっ菌類等の防除をすること。
- 10 他の方法がある場合には，注射器の使用は避けること。
- 11 実験室内では，実験着等を着用し，退室時にはこれを脱ぐこと。
- 12 実験が進行中の場合には，P2レベル実験中の表示を実験室の入口に掲げること。
- 13 実験室は，常に整理し，清潔に保つこと。
- 14 その他実験責任者の定める事項を遵守すること。